

入所利用料金表 (平成30年 4月 1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。
(左側料金：基本型・右側料金：在宅強化型)

(日 額)

3階・4階フロアをご利用の方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です	介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)				合計	
		自己負担金	居住費	食費	日用品費	教養娯楽費		
多床室	要介護1	827円/877円	720円	1,700円	186円	227円	3,660円/3,710円	
	要介護2	878円/957円					3,711円/3,790円	
	要介護3	944円/1,023円					3,777円/3,856円	
	要介護4	998円/1,083円					3,831円/3,916円	
	要介護5	1,055円/1,172円					3,888円/4,005円	
	特別室 又は 個室	要介護1	749円/793円	1,810円	朝食370円 昼食700円 (間食含) 夕食630円	186円	227円	4,672円/4,716円
		要介護2	797円/869円					4,720円/4,792円
		要介護3	862円/935円					4,785円/4,858円
		要介護4	918円/995円					4,841円/4,918円
		要介護5	973円/1,054円					4,896円/4,977円
第3段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	370円	650円			(負担上限)	
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	1,310円					
第2段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	370円	390円				
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	490円					
第1段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	0円	300円				
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	490円					
加算料金等	<p>○2階フロアをご利用される場合、上記料金に 82円 が加算されます</p> <p>○当施設では栄養マネジメントを実施しているため、上記料金に 15円 が加算されます</p> <p>○入所された日から30日間に限り、上記料金に 33円 が加算されます</p> <p>○外泊時には、1日 388円 又は 1日 858円 とあわせて、上記料金の「居住費」を徴収いたします</p> <p>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者に退所後の療養指導を行った場合 429円 を徴収します</p> <p>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者に退所後の主治医又はケアに情報提供を行った場合 536円 を徴収します</p> <p>○入所期間が1ヶ月を超えた利用者のご自宅に訪問し、自宅での生活指導を行った場合、退所前・退所後それぞれに 494円 を徴収します</p> <p>○指示書を作成して、訪問看護ステーションに提出した場合 322円 を徴収します</p> <p>○療養食の提供を行った場合 1日3回を限度として 7円 が加算されます</p> <p>○嚥下機能障害があり誤嚥される恐れのある方に特別な管理を行った場合、厚生労働大臣が定める基準に従い月に 429円 又は 108円 が加算されます</p> <p>○処方薬の減少について主治医に報告した場合、1回を限度として 134円 が加算されます。</p> <p>○入所された日から3ヶ月間に限り、短期集中リハビリ加算として上記料金に 258円 が加算されます</p> <p>○認知症であると医師が判断した場合、入所された日から3ヶ月に限り、認知症短期集中リハビリ加算として上記料金に 258円 が加算されます</p> <p>○居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日 37円 又は 50円 を加算します。 (当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ)</p> <p>○緊急治療が必要な場合、548円 を月3日を限度として徴収します</p> <p>○夜勤を行う看護・介護職員の数に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 26円 を徴収します</p> <p>○ターミナルケアを実施した場合、172円 又は 879円 又は 1,769円 が加算されます</p> <p>○厚生労働大臣が定める基準に適合し、日常生活に支障をきたすおそれのある利用者にケアを提供した場合、認知症専門ケア加算として1日 4円 又は 5円 が加算されます</p> <p>○認知症の専門機関に診療情報を示す文書を添えて紹介した場合、376円 が加算されます</p> <p>○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、20円 又は 13円 あるいは 7円 が加算されます</p> <p>○歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合、口腔衛生管理加算として 1月 97円 が加算されます</p> <p>○入所期間が1ヶ月を超えると見込まれ、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅に訪問し退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合、483円 又は 515円 が加算されます</p> <p>○肺炎等に対し投薬、注射、処置等を行った場合、1月に7日間を限度として、252円 又は 510円 が加算されます</p> <p>○認知症の行動や心理症状があり、在宅での生活が困難で緊急に入所した場合、7日間を限度として、215円 が加算されます</p> <p>○診療情報提供書等を地域連携診療計画管理病院等へ提供した場合、322円 が加算されます</p> <p>○再入所時に退所前の栄養管理と異なり病院等の管理栄養士と連携して計画を策定した場合 429円 が加算されます</p> <p>○低栄養状態にある場合、会議を行い栄養管理方法等の計画を策定した場合、1月 322円 が加算されます</p> <p>○継続的に入所者の褥瘡管理をした場合、3月に1回を限度として 11円 が加算されます</p> <p>○排泄に介護を要する利用者に、その原因を分析し支援計画を実施した場合、1月 108円 が加算されます</p> <p>○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護老人保健施設サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の100分の80に相当する単位数 を所定単位数に加算されます。</p>							
その他の費用	室料	特別室	4,320円(税込)		理美容	カット	2,500円	
	差額	個室	3,240円(税込)		額	パーマ	3,600円	
		2階個室	室料差額なし			顔剃り	600円	
		4人部屋	室料差額なし			毛染め	3,600円	
費用	<p>○各種診断書：3,240円 ○左記以外の診断書：1,080円 ○行事費：実費</p> <p>○以上料金を示したものの以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します</p>							